Chiba Federation of Small Business Associations Chiba Federation of Small Business Associations Chiba Federation of Small Business Associations Chiba Federation of Small Bus令和5年7月5日発行 (毎月1回5日発行) 通巻第695号ess Associations Chiba Federation of Small Business Associations 中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌 ms Chiba Federation

Susiness Associations 中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌のSCNDA Federation of Small Business Associations Chiba Federation Chiba Federation Chiba Federation Chiba Federation Chib

ons Chiba Federation of Small Business Associations Chiba Federation of Small Business Associations Chiba Federation of Small Business Associations Chiba Federation of Small Business on Small Business Association of Small Business Associations Chiba Federation of Small Business Association Chiba Federation of Small Business Association Chiba Federation of Small Bu

Contents [Index]

P.3 活動予定

中央会の主な事業等活動予定(7月)

P.4 **特集 ~**経営のヒント~

令和五年民法改正について

P.6 全国先進組合事例

SDGs共同宣言で業界への理解とイメージアップを図る (静岡県志太榛原生コンクリート協同組合)

P.7 組合Q&A/組合士問題にチャレンジ

脱退組合員の持分債権の保全処分について 他

P.8 **景 況** 

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向(5月期)

P.10 中央会だより

令和5年度専門委員会開催他

P.12 ご案内

第75回中小企業団体全国大会(宮城大会)の開催について

P.14 インフォメーション

令和5年度両立支援等助成金(出産時両立支援コース、介護離職防止支援コース、育児休業等支援 コース)の制度変更をお知らせします

多様な人材の採用、人への投資等についてのお願い

a Federation of Small Business Associations Chiba Federation of Small Business

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。Federation of Smo

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL https://www.chuokai-chiba.or.jp

Business Associations Chiba Federation of Small Business Associations Chiba Federation of Small Business Associations Chiba Federation





### 中央会の主な事業等活動予定 (7月)

令和5年6月13日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
中小	企業連	携組織対策事業	
7/5	水	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象:君津市管工事業協同組合	工業連携支援部
7/7	金	連携組織活性化研究会 対象:袖ヶ浦市測量設計業協同組合	
7/10	月	<b>組合等新分野開拓支援事業</b> 対象:商店街振興組合柏二番街商店会	商業連携支援部
	火	連携組織活性化研究会 対象:野田工業団地協同組合	工業連携支援部
7/11		事業環境変化対応型支援事業に伴う講習会	経営支援部
		組合事務局強化事業	在召又按印
7/14	金	<b>青年部研究会</b> 対象:茂原卸商業団地協同組合	and Mr. hile 146. La 175 days
7/10	水	<b>組合等新分野開拓支援事業</b> 対象:千葉県測量設計補償協同組合	工業連携支援部
7/19		連携組織活性化研究会 対象:千葉県紙器段ボール箱工業組合	経営支援部
7/20	木	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象:船橋総合卸商業団地協同組合	商業連携支援部
7/26	水	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象:君津市管工事業協同組合	
		組合等新分野開拓支援事業 対象:千葉県コンクリート製品協同組合	工業連携支援部
7/30	日	連携組織活性化研究会 対象:千葉県菓子工業組合	

### 経営のヒント

# 令和五年民法改正について

所有者不明土地(所有者が不明 所有者不明土地(所有者が不明な土地)の問題の その所在が不明な土地)の問題の 年四月施行の民法改正について、 年四月施行の民法改正について、 自回に続き、③ 所有者不明土地 (所有者が不明 しの続き、③ 所有者不明土地 (所有者が不明 しの続き、④ 無利 (利用 ) にいて (利

◎ 共有制度の見直し

(1裁判による共有物分割手続) (1裁判による共有物分割の方法として現物分割と競売分割の方法として現物分割と競売分割は判例により許容されているにすぎませんでした。新民法は、にすぎませんでした。新民法は、にすぎませんでした。新民法は、にすぎませんでした。新民法は、にすぎませんでした。新民法は、にすぎませんでした。新民法は、は分割によって共有物の割を行うこととし、人間の検討順序を明確にしました。

法二五八条四項)。 (民法二五八条四項)。 また、民法二五八条二項、三項)。また、 (民法二五八条二項、三項)。また、 (民法二五八条四項)

旧民法では、共有者の中に所在有持分を取得・処分する制度の創設② 所在等不明共有者の不動産の共

ずに、 等共有者の持分を、 立共有者」)に所在等不明共有者 所に申し立てた共有者(以下 の改正では、所在等不明共有者が 者がいる場合、 を知ることができないとき。)共有 上の場合は、 した。なお、 ることができる制度が創設されま の持分を取得させられる裁判をす いるときは、共有物分割訴訟を経 あるいは困難でした。そこで今回 の共有を解消する裁判手続が煩雑 共有者の氏名・名称又はその所在 等不明(必要な調査を尽くしても 裁判所の決定により、 各共有者に所在不明 申立共有者が二人以 共有物分割訴訟等 共有者の持分 裁判 中

> 項、二六二条の三第二項)。 有物件の売却等の処分を希望する 権限を付与できる制度も創設さ れました(民法二六二条の三)。た だし、これらの制度は共有の形態 だし、これらの制度は共有の形態 が遺産共有の場合には、相続開始 から一〇年を経過しなければ利用 のできません(民法二六二の二第三 できません(民法二六二の二第三 できません(民法二六二の二第三

創設所有者不明土地管理制度等の

旧民法では、財産を管理する人 が不在の場合の財産管理人制度や相続 て、不在者財産管理人制度や相続 したが、このような手続きを行う したが、このような手続きを行う したが、このような手続きを行う には時間と労力を要し、迅速な土 地・建物の利用・管理に支障が生 地・建物の利用・管理に支障が生 でも管理を放置しているような事 案には適用されないため、今回の 案には適用されないため、今回の 案には適用されないため、今回の な正で、裁判所により選任された ひ正で、裁判所により選任された を可能としました。

が不明の土地等について、管理の所有者不明、又は所有者の所在1 所有者不明土地等管理制度

また、

共有者の中に所在等不明共

となります(民法二六二条の二)。に応じて分割して取得させること

有者がいる場合、

他の共有者が共

選任された管理人の管理の対象法二六四条の二~二六四条の八)。 法二六四条の二~二六四条の八)。 が管理人を選任する制度です(民 が管理人を選任する制度です(民

為は、 二第二項、二六四条の三第二項、 行えません(民法二六四条の三第 利用・改良行為の範囲を超える行 地等の性質を変えない範囲内での 項)。ただし、保存行為、 二六四条の三、二六四条の八第五 分権を専属的に有します(民法 管理人は、対象の土地等の管理処 二六四条の八第二項)。 象となります。(民法二六四条の の場合は、借地権等の敷地権も対 産、売却代金等です。対象が建物 のほか、土地等にある所有者の動 となる範囲は、 裁判所の許可を得なければ 所有者不明土地等 選任された

2 管理不全土地等管理制度

一項)。

対象となる範囲は、管理不全土地れず、他者への権利侵害があるかれず、他者への権利侵害があるかり、そのおそれがある土地等について、利害関係人の請求の請求により、裁判所が管理人を選任する制度で裁判所が管理人を選任する制度で裁判所が管理人を選任する制度である。

ば行えません(民法二六四条の 行為は、裁判所の許可を得なけれ の利用・改良行為の範囲を超える 四項)。ただし、保存行為、対象 二六四条の一〇、二六四条の一四第 された管理人は、対象の土地等の の九第二項、二六四条の一〇第 物の場合は、借地権等の敷地権も 動産、売却代金等です。 行うことができます。 有者は、従来どおり管理や処分を ではないので、対象の土地等の所 管理人の管理処分権限は、 条三項)。なお、管理不全土地等 について処分行為を行うために 一〇第二項)。また、対象の土地等 土地等の性質を変えない範囲内で 管理処分権を有します(民法 項、二六四条の一四第二項)。選任 対象となります。(民法二六四条 所有者の同意が必要です(同 ĺ 土地等にある所 対象が建 専属的 有者

相続制度の見直し

長期間経過後の遺産分割の見

ことで遺産分割がより困難にな に関する証拠等が散逸したりする 分割がなされないまま長期間経過 所有者不明土地の中には、 再度の相続が生じたり、 遺産 相続

り、 受益 具体的相続分により分割されます 求をしたとき場合には、 続人が家庭裁判所に遺産の分割請 滅時から六か月経過前に、 続人にあった場合で、当該事由消 ができないやむを得ない事由が相 以内に、遺産分割請求をすること とき、一〇年の期間満了前六か月 庭 ました(民法九○四条の三)。ただ 相続分)を適用しないこととなり 法九〇四条 の基準とし、具体的相続分 法定相続分又は指定相続分を分割 開 b し、一〇年経過前に、相続人が家 口 人全員が具体的相続分による遺産 (民法九〇四条の三)。 また、 。裁判所に遺産の分割請求をした ||始時から一〇年経過した後は、 の改正では、 数多くあります。そのため、 そのまま放置されているもの (民法九〇三条)・寄与分(民 の主張を前提とした 原則として、 引き続き 当該相 (特別 相続

五年の猶予期間を設けています。 亡した場合の遺産分割にも適用さ 法の施行日より前に被相続人が が可能です。 Ŕ 九○四条の三の基準時につい れますが、 分割をすることに合意した場合 具体的相続分による遺産分割 経過措置により、 この規定は 改正 て、 死

> 2 物の分割手続の見直し 遺産共有持分が含まれる共有

今

項。 相続人から異議等がなければ共有 うな場合、旧民法では、共有物分 遺産分割が終わるまでは、死亡者 に、共有者のうちの一人が死亡し 遺産は相続人間での共有となりま 開始から一〇年が経過した場合、 ば遺産共有持分の分割ができませ 割と遺産分割の両方を行わなけれ 併存することになります。このよ 産共有)となるため、その物件に 件を共有していた場合(通常共有) 準となります 共有物分割をする際の遺産共有持 分割ができるようになりました 物分割訴訟のみで遺産共有持分の んでした。今回の改正では、相続 ついては、通常共有と遺産共有が の共有持分は相続人間の共有 た場合、 す (遺産共有)。例えば、ある物 から遺産分割が終了するまでは、 く法定相続分又は指定相続分が基 分の解消は、 (民法二五八条の二第二項)。 続が発生した場合、相続開始 死亡者の財産についての 具体的相続分ではな (民法八九八条第) (遺

3 の見直し 相続財産の管理に関する規律

> れば、 という包括的な定めが設けられま 管理人を選任することができる。\_ した(民法八九七条の二)。 そこで改正法では「相続が開始す 項、九二六条二項、九四〇条二項)。 て限定的でした (民法九一八条二 される場面は、相続の段階に応じ が、従来は、 指定し管理がなされるべきです ない場合には、 いつでも、家庭裁判所が相続財産 相続財産が適切に管理されてい 相続の段階にかかわらず、 民法上管理人が選任 第三者を管理人に

相続財産の清算に関する規律 の見直し

続財産管理人の呼称を相続財産の 九五七条一項)。 なりました(民法九五二条二項 度で権利を確定することが可能と 理化し、 に一○か月以上必要でした。 必要であり、 清算までの間に三回の公告手続が 財産管理制度の定めがありまし 清算人に改めました。 相続人不明の場合の清算型相続 しかし、旧民法での手続では、 今回の改正では公告手続を合 清算人選任から六か月程 権利関係の確定まで なお、 旧民法の そこ

(弁護士 森岡 信夫

テーマ

D G S の取組みを通じた組合事業活性化・社会貢献

# SDGS共同宣言で業界への理 |解とイメージアップを図る 原生コンクリー ト 協 同

材確保が困難な状況が続いている。 が払拭されず、若年層を中心に人 進んでいないといった負のイメージ 備されておらず、 界は現場作業のため労働環境が整 ワンチームによる活動を目指した。 プを図ることと位置付け、 る生コン業界の前向きな姿勢を広 書」の公開は、社会的課題に対応す 組合が設立50周年を迎えるにあた 「情報発信し、業界のイメージアッ 取組んだ「組合SDGs共同宣言 生コン業をはじめとする建設 業務の効率化 組合員

取組みの手法と内容 組合は 「組合SDGs共同 宣言

書の公開

を生コン業界が取組んで

会と捉え、組合員ワンチームの献を内外に発信にする絶好の機開を生コン業界が取組む地域貢開を生コン業界が取組む地域貢 もとあるべき姿を共有し、 イメージアップを図った。

ペーパーレス化したことで多くの情 マートフォンやパソコンとも連携 員に一台ずつ配布した会議用タブ 情 確認できるシステムとなっており、 レットが機能した。これは個人のス し続けた。この情報発信には組 どをその都度提供し必要性を啓発 宣言の事例や関連する新聞記事な 取組みへの啓発を行った。SDGs 報量が限定される紙媒 まずは組合員に対してSDG 組合からの最新情報がいつでも

総務会を中心に組合SDGs宣 高 取 員 この啓発活動が理解され、 (4社がSDGs宣言公開に向けた まったと判断し、 組みを開 始。 組合はその機運が 令和3年度に 組 合

ジアップを図る絶好のチャンスと捉 て広く内外に発信し、業界のイメー いる地域貢献への積極的な姿勢とし 組合員ワンチームで策定を目指

報提供が可能となった。 (体から 強化、 通課題への対応など具体的 P策定や近隣市との災害対策連携 書の

ナーシップの推進」の3項目。 態勢整備」、「廃棄物削減」、

ВС

得て掲げた目標は「自然災害への

パート

会の支援のもと、専門家の

助

言を

策定を開

始した。

静 阔県

中

央

地

球の未来と組合の未来双方を見



上図: SDGs 宣言書、下図: SDGs 研修風景

### 静岡県志太榛原生コンクリート協同組合

改めて組合の団結力を示した取 みは組合員のあるべき姿を共 宣言書を公開した。この一連の取

有

達成を目指す組合SDGS共

同

廃棄生コン削減、組合員

共

進的な取組みにより実現した。 理事長の行動力と組合事務局の 組合員ワンチームを掲げて推進した 員に理解されたことが要因であり、 据えて策定したSDGs目標が組合

な目

成果とその要因

組合の共同SDGs宣言書公開

であった。

所: 〒426-0044

静岡県藤枝市大東町字南

1042-5 設 立:昭和48年2月

出資金:54,100千円

事業者

URL: https:/shidahaibara-

namakon.jp/

種:生コンクリートの生産を行う

組合員:12人

書を公開 4 せ

ことに貢献した。 ジアップを図る 社がSDGs宣 る形で組合員 と歩調を合わ ン業界のイメ 言 合と共に生コ

て組合に請求してくるのを待つよ

### 組合Q&A

# 処分について脱退組合員の持分債権の保全

そのため、組合は、当年末決算を中止し、現在組合において保管を中止し、現在組合において保管を中止し、現在組合において保管を中止し、現在組合において保管の差押えのため、中協法第21条(時の差押えのため、相合は、当年末決算るがどうか。

(2) 仮に組合が、この差押え該当(2) 仮に組合が、この差押え該当持分を組合外に処分するためには持分を組合外に処分するためには持分を組合外で、したが立ち、直径、型分への処分の道はない。金の組合外への処分の道はない。 したがって、債権者AがBとの間のしたがって、債権者AがBとの間のしたがって、債権者AがBとの間のような手提起して、転付命令又は取立命令を得て直接請求してくるか、立命令を得て直接請求してくるか、立命令を得て直接請求してくるか、

求権)の消滅時効の進行はそれに に対する債権をその債権者Aが差 に該当するかどうかについては、学 ことが、民法にいう時効中断事由 に及んだAB間の訴訟上の当事者 を受けるものではなく当該仮差押 保管することにつき何等の不利益 りほか、他に方法はないと考える。 が完成することになる。 したがって、この場合には仮差押の よって中断しないものとしており、 務者Bの有する第三債務者(組合) あるなしにかかわらず2年で時効 し押えてもその債権(持分払戻請 [A](2)債権者Aが仮差押をした たる資格を有しているからである。 なぜなら、組合は持分払戻金を 判例に争いがあり、 判例は債

らず、依然存在することになる。の場合の差押えも債権消滅時効のの場合の差押えも債権消滅時効のの場合の差押えも債権消滅時効のの場合の差押えも債権消滅時効のの場合の差押える。

# の時効進行時期ついて法定脱退者の持分払戻請求権

解散・死亡等による、いわゆる法なる旨の規定があるが、組合員の2年間行使されない場合は時効と持分払戻請求権は、脱退の時から「Q」中協法第21条には、脱退者の

考えてよいか。 した時から時効が進行するものと 定脱退の場合は、その事由が発生

(A)解散等による法定脱退の場合は、その事由が発生した時にそのは、その事由が発生した時にそのは、その事由が発生した時にそのは、その事由が発生した時にそのは、その事由が発生した時にそのは、その事由が発生した時にその

に行使されることになる。 しかしながら、持分の価額は、事業年度末における組合の財産に第20条第2項)ので、持分払戻請なって算定することとなっているよって算定することになる。

ないこととなっている。まではこれを行使することができ脱退の場合と同様に、事業年度末のまり、法定脱退の場合も自由

行するものと考える。 脱退者と同様に事業年度末から進者の持分払戻請求権の時効も自由 このようなことから、法定脱退

# 新定款の効力について持分払戻方法を変更した場合の

当該事業年度にこの変更申請が認開催され、議決が有効に成立し、に改めるための臨時総会が適法にい戻す旨の定款規定を出資額限度「Q」脱退者に対する持分を全額払

釈するのが適当か。 適用については、各々次のように解する持分の払戻しに関する定款の可された場合において、次の者に対

合員 られなかったため脱退を予告した組(1) 臨時総会で反対を唱え、容れ

## ((1) に対する解釈

る。 自由脱退の場合は、脱退を予告 は、組合員との定款に 大っていないし、組合に対する権利 大っていないし、組合に対する権利 大っていないし、組合に対する権利 大っていないし、組合員との定款に のあった場合でも、変更後の定款に のあった場合でも、変更後の定款に がるのであるから、年度途中で変更 も、では、組合員に対する権利 は、組合員といえども事業年度の は、脱退を予告

# (2) 死亡等による法定脱退者

## (2) に対する解釈)

解する。

死亡等による法定脱退の場合は、死亡等による法定があわらず法定された事由に該当するに至ったとき法るを得ず、組合員たる地位及び権るを得ず、組合員たる地位及び権るをの脱退の時点において効力をしはその脱退の時点においる法定脱退の場合は、死亡等による法定脱退の場合は、

[A] (1)、(2) とも貴見のとおり

◎組合質疑応答集より転載

### 情報連絡員報告を中心とした

### 企業動 以の自

### 令和5年5月期

情報連絡員50名 回答数50名

部抜粋)

### 全体概要 (前月からの動き)

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

(「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

### ↔前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は4のまま変化なし。「減少した」業種は7から6に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は12から10に減少。「減少した」業種は11から9に減少。
- ⇒業界の景況では、「好転した」業種は2から3に増加。「悪化した」業種は8から9に増加。

### ★ 前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は8から2に減少。「減少した」業種は3から5に増加。
- **➡**非製造業では、売上高において「増加した」業種は15から1**2に減**少。「減少した」業種は7から10に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は9から6に減少。 「悪化した」業種は8から9に増加。

現在、 タ2023(試飲会)を企画して

### 牛乳小売

メーカーが動いている状況 格改定が決定し、 8月に今年2回 現在、 [目となる原乳価 対応に各

いており、

厳しい状況である。

ŋ

ている。

JR千葉駅3階コンコースにて |パン・菓子製造 【県内全域

会の組合員に配信。 be配信を全国菓子工業組合連合 の一環として年3回開催する。 とともに組合の増収になり、 和菓子祭を5月8日(月) ~11日 (木) まで開催。組合員店舗の収益 和菓子技術講習会のYouT u

> ている。 高くなり、

鉄工

話も良い話を聞かない。材料費は

仕事の取り合いが起き

が少なくなっている。

取引先との

5月に入り、全体的に仕事の数

売上高は前月比

(±0%)、前年

も散見される。

|機械部品製造

囲

設備の導入を検討している組合員

動に影響が出始めており、

省力化

い。一方、人手不足は続き生産活

受注状況が良好な組

合員が多

一酒類製造

### 県内全域

(4月分報告 (2. 2%減) とほぼ変わ

らず。 同月比

### 県内全域

イベントが徐々に戻りつつある。 今秋予定の千葉の酒フェス 機械部品製造

働日が少なく売り上げが横ばい。 GWがあった為、 前月同様、

### 流山

りとなった。 「電気料金が変更になり、 売上が減少傾向にある。 依然として、 対前年比で増加して コスト高 値上が 4月よ

ている。 |しょう油・食用アミノ酸製造 販売価格の値上げ交渉は継続し 【県内全域

## 水産食料品製造

の動きについては原材料が不足し ナ前と同じ水準に回復した。業界 外国人技能実習生の入国もコロ 【南房総市

## 港無し。 印刷・同関連業印刷【県内全域

5月は、 在庫は減少傾向にある。 米材とカナダ材共に入

が上昇しており、 後継者不足で廃業する事業所も増 加している。 売上は若干増加したが、材料費 利益が出ない。 県内全域

市場に動きが少なく、 業界毎に二極化の傾向にある。 あまり良く

倒の発生はあるが、大きな変化は が顕著になっている。小規模な貸 土砂採取 材料費の値上げや人件費の上昇 【県内全域

## 細骨材製造業者は、

態が生じると予想される。 輸送の両面で安定供給が困難な事 てもらえない状況にあり、生産や 程遠い値上げ幅しか値上げに応じ 要望額とは

### |総合卸売 【千葉県・東京都

を開始しており、資金繰りが厳し 物流費上昇による仕入価格の上昇 況感が悪化している。 販売価格への転嫁が困難な為、景 価格や物流費が更に増加しており 攻問題が長期化した影響で、仕入 たなかで、 い取引先とは取引解消しているこ を販売価格に完全に転嫁できない 、る。併せて、コロナ融資の返済 況が継続し、取引条件が合わな 新型コロナ影響が落ち着いてき 昨年対比で減収となって ロシアのウクライナ侵 原材料費、

くなってきている。

柏

## 医薬品卸売

診患者は平時を取り戻してきた。 徐々に訪問形式も散見される。 伴う変化として、WEB中心から は、 日であった。医薬品情報提供など 稼働日数は前年より1日多い20 新型コロナウイルス5類移行に 受

# 千葉市

年を下回り、厳しい状況となった。 上は伸びず、5月トータルでは、 況も低調で価格も安定したが、売 は高めに推移したが、中旬以降は市 上旬は大型連休があり、 売上高 前

### \_\_\_食肉卸売 成田市他

の売上好調 売上単価も高い。内臓等の副産物 場が上昇中。仕入単価が高いが、 と畜頭数が回復。 同時に豚肉相

### \_\_乾物卸売 県内全域

なるか心配である。 値上げ予定であるが、 6月より大手メーカーが相次いで いるが、GW後は停滞気味である。 菓子類の販売は好調だと聞いて 消費がどう

## 柏市

少傾向。 向き。 年末のみのイベントを増やす。 感染対策緩和により、 。但し、 組合の事業活動につい 相変わらず利益は減 売上は上 て

## 県内全域

単価が高くなってきた。相場は昨 更に売れてくると考えている。 良い。更に、果物の単価が下がれば 年を下回る野菜が多いが、動きけ 果物の種類が増えたため、

# □中古車・仕入販売 【県内全域

設備がまだまだ不具合で実際のE 来るEV(電気自動車)に対する 循環の期待を持たせてくれている。 増加が中古車市場においても、好 景気を後押ししている。下取車の V車両増には時間がかかりそう。 対応が必要と語られるが、蓄電池 新車ディーラーの納期の回復が

## □小売 (東金)

若干上昇傾向にある。 る。旅行も動き始めた。 り、まだ完全復活にはもう一息。 飲食、食品少しずつ動き始めてい コロナの影響は、若干残ってお 昨対比は、

### □商店街 【千葉市】

待している。 これまで実施したことのない形態 での観光推進にも寄与できると期 であるが、県民各位のふるさと内 画・検討している。7月に開催す プウェイ」とのコラボイベントは、 る「サマーフェア」での「鋸山ロー 60周年を記念したイベントを企

## |小売・サービス

野田市

葉市

景況感に変化が見られない。 し、諸々の諸経費増により実際は コロナ禍よりは売上は微増。 但

# □土木建築サービス業【県内全域】

新規事業の創出に向けて、

中央

野開拓支援事業)を手掛けている 研究会を開催する。 ついての調査研究事業をテーマに 会の組合等支援事業(組合等新分 令和5年度にはAIやDXに

## □ソフトウェア 【県内全域】

ている。 資にも明るい兆しがある。全般に 手不足が顕著で人材確保に苦慮し 好調であるが、業態によっては人 株式市場の好調を受け、IT 投

すべく、受注活動を進める。 格の等級区分「B」ランクを生か 取得した全省庁統一入札参加資

きた。 少も目立ち、 になると、その反動もあり、 但し、コロナ前と同様に連休明け ルの両店舗とも活況に満ちていた。 り、成田空港の第1ビルと第2ビ らくの間、 5月は、 前半がGWの影響もあ 特に平日は利用客の減 売上的に落ち着いて しば

### 専門委員会開催

朗)を開催した。 本会は6月6日千葉市内にお 専門委員会(委員長=中 ·村秀 11

事項」、「千葉県への要望事項」 を議題に審議した。 秋に宮城県で開催される、 図るために設置されているもの 策を確立し、本会運営の円滑化を て中小企業に対する適切な振興対 [中小企業団体全国大会への要望 本委員会は会長の諮問機関とし 国への要望事項として、 「第 75 この



中村委員長の開会挨拶

本会は、

6月16日千葉市内にお

経営力向上セミナー開催

た。

いて経営力向上セミナーを開催し

ビス業、官公需、 総合、組織、金融、工業、商業、サー 層の充実強化を求めるもので、 要望事項は中小企業振興対策の 税制、労働、 エ 習得するために開催した。 新たな取組みの実現の方策につい

今回は、2部構成で開催し、

第

経営支援部主事=佐藤崚

商業連携支援部主事=原田

麻衣、

入職者 [ 6月1日付 ]

八事異動のお知らせ

いる。 ネルギー、 環境と多岐にわたって

1 部

は、

有限会社エムエスイー 前野静夫氏より、「有

代表取締役

限会社エムエスイーの取組み~事

業再構築補助金とものづくり補助

要望することとなった。 でさらに整理・検討を加えた後、 会長に答申し、 なお、 当日の審議結果は事務局 国及び県に対して



委員会の開催の様子



異業種交流グループ等の連携組織

本セミナーは、

中小企業組合や

を活用し、自社の経営力を向上や

事例発表を通じてその知識を

ディスカッションの開催の様子



前野講師による講演





石川前会長の開会挨拶

### 決定の件、 並びに会費の賦課徴収方法 開催し、 市内において、 ネット北千葉) 業計画(案)及び収支予算

### 千葉県中小企業組合士会 第42回通常総会開催

武井英一氏(千葉県自動車整備商 選の件が審議され、新会長には、 工組合)が選出された。 決算報告承認の件、令和5年度事 石川雅浩・ ·葉県中小企業組合士会 令和4年度事業報告及び 任期満了に伴う役員改 協同組合システム 第42回通常総会を は6月16日、 (案) (会長

び新規事業の創出について」と題

第2部は、「既存事業の取組み及

したディスカッションが行われた。

行われた。

金の視点から~

と題した講演が

その場合は随時

、ますの

で予

第75回中小企業団体全国大会 宮城大会 の開催について

加くださいますよう、あらためまなものにするため、是非多数ご参 するコースを予定しています。 ぎ東日本大震災津波伝承館を見学 かな社会の実現を期すものでありとした中小企業の安定的発展と豊 整備拡充を訴え、組合組織を基 国等に対して中小企業振興施策 決意を内外に表明するとともに、 の代表者等が一堂に会し、自ら 本大会は、全国の中小企業団: してご案内申し上げます。 加くださいますよう、 かな社会の実現を期すものであ 型コロナウイ 会場で現地集合し、 岩市にて開催されます。 ※現時点では なお、今回の行程は、 つきましては、 来る10月 規模縮 **月** 苏 本年度の全国大会 ルスの感染状況に 日付の文書に 、開催予定です 日(水)、 本大会を有意義 止・延期する 翌日にみや あらため 宮城

### I. 大会の概要

- (1)目時 令和5年10月11日(水)14時~16時30分
- 仙台国際センター展示棟 ☎022-265-2211 (2)場所
- (3)日程 下記のとおり
- (4) 参加費 1人あたり A:1泊2日(全行程):67,000円

B: 大会のみ: 6,000 円 (大会参加のみ)

### Ⅱ. 全国大会日程表

1日目 10月10日(水)

(タクシー) (タクシー) (夕食) (タクシー)

現地集合 全国大会参加………ホテルグランバッハ仙台………露庵うめ治………

[13:20] [14:00 $\sim$ 16:30]  $\bigcirc$  [17:00 着] [17:50 発]  $\bigcirc$  [18:00 $\sim$ 20:00]  $\bigcirc$ 

……ホテル

[20:10]

### 2日目 10月11日(木)

(貸し切りバス) (昼食) (貸し切りバス)

ホテル………みやぎ東日本大震災津波伝承館………武田の笹かまぼこ……

[9:00 発]

 $[10:20\sim11:30]$ 

 $[12:30\sim13:30]$ 

(貸し切りバス)

鐘崎 笹かま館…………仙台駅………東京駅

[14:00~14:30] [14:50 着] [15:20 発] (17:20 着]

### Ⅲ. お申込み・お問合せ

: 担当 山内 🏗: 043-306-2427 (工業連携支援部直通) 経営支援部 工業連携支援部 : 担当 中村 **雷**:043-306-3285(設立支援部直通)

ファックス (共通):043-227-0566

### 2 介護離職防止支援コース

### 個別周知・環境整備加算(新設)

New

介護休業を取得または介護両立支援制度を利用した対象労働者に対し、制度等の個別周知の取組を行った上で、仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備の取組を行った場合に、助成金を加算して支給します。

主な要件

以下の①及び②の両方の取組を実施していること。

### ①対象労働者への個別周知

資料を用いて対象労働者に以下の各事項の説明を行うこと。

- 〇介護休業・介護両立支援制度に関する自社の制度等について
  - ・介護休業・介護両立支援制度に関する自社の制度内容・申出先
  - 介護休業給付が支給される要件、給付額、手続
- 介護休業期間中における社会保険料に関する取扱い
- 〇介護休業を取得した対象労働者の待遇等について
  - 対象労働者が介護休業を取得した場合の賃金、教育訓練、福利厚生等の待遇
  - •対象労働者の介護休業取得後の賃金、配置などの労働条件
  - 介護休業が終了した場合の勤務開始時期や休業中の社会保険料の支払方法

### ②仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備

社内の労働者向けに、以下のうち2つ以上の措置を講じていること。

- 社内の労働者に対する介護休業・介護両立支援制度に係る研修の実施
- 介護休業・介護両立支援制度に関する相談体制の整備
- ・介護休業の取得・介護両立支援制度の利用に関する事例の収集、当該事例の提供
- ・社内の労働者に対する介護休業・介護両立支援制度の内容や取得・利用の促進に関する方針の周知

助成額

介護休業(休業取得時)または介護両立支援制度の支給額に15万円を加算

### 3 育児休業等支援コース

### 新型コロナウイルス感染症対応特例(再開)

新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者が利用できる有給の特別休暇制度の規定化、及び小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援制度の社内周知を行い、実際に有給休暇を取得した労働者が生じた場合に助成します。

※令和5年4月以降に有給休暇を取得させた場合を対象として受付を再開します。制度の詳細は厚生労働省 HPをご参照ください。

助成額

**1人あたり10万円** 1事業主につき10人まで(上限100万円、同一労働者1回限り)

### 育児休業等に関する情報公表加算(新設)

Neu

自社の育児休業取得状況に関する情報を公表した場合に、助成金を加算して支給します。 ※支給要件は「出生時両立支援コース」と同様です。コースごとに1回まで対象となります。

助成額

「育休取得時」「職場復帰時」「業務代替支援」「職場復帰後支援」のいずれかの支給額に**2万円を加算**(1事業主あたり1回限り)

### その他(各コース共通事項)

生産性要件(労働生産性を向上させた事業主に対する助成金支給額の割増)については、令和4年度限りで廃止します。これに伴い、生産性要件に該当しない場合も含め、助成金の支給額に変更が生じます。なお、各コースごとに定めている経過措置により令和4年度以前の制度内容が適用される申請については、引き続き生産性要件の適用対象となるほか、変更前の支給額が適用されます。

◎ その他詳しい支給の要件や手続については、厚生労働省HPをご参照いただくか、 申請する管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

2023年3月作成

事業主の皆さまへ

### **沙**厚生労働省

### 令和5年度両立支援等助成金 (出生時両立支援コース、介護離職防止支援コース、育児休業等支援コース) の制度変更をお知らせします

「両立支援等助成金」は、職業生活と家庭生活が両立できる"職場環境づくり"を行う事業主を支援する制度です。令和5年度も、令和4年度と同じ3コースを実施予定ですが、加算措置の新設などの一部制度の拡充を行います。

### 1 出生時両立支援コース(子育でパパ支援助成金)

### 第2種〈男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合等〉(一部拡充)

第2種<男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合の助成>について、一部の要件を緩和します。

	変更前	変更後
育児休 業取得 率の上 昇等の 要件	男性労働者の育児休業取得率(%)が、第 1種(※)の助成金の支給を受けてから3 事業年度以内に30ポイント以上上昇していること  (※)第1種:男性労働者が育児休業を取得した場合の助成	- 男性労働者の育児休業取得率(%)が、第1種の助成金の支給を受けてから3事業年度以内に30ポイント以上上昇していることまたは - 第1種受給年度に育休対象の男性が5人未満かつ育児休業取得率70%以上の場合に、次の3年以内に2年連続70%以上となること(新設)
助成額	第 1 種の受給後、育児休業取得率が • 1 年以内に30ポイント以上上昇: <b>60万円</b> • 2 年以内に30ポイント以上上昇: <b>40万円</b> • 3 年以内に30ポイント以上上昇: <b>20万円</b>	第1種の受給後、育児休業取得率(%)が 1年以内に30ポイント以上上昇:60万円 2年以内に30ポイント以上上昇:40万円 3年以内に30ポイント以上上昇:20万円 または、第1種受給年度に育休対象の男性が5人未満かつ育児休業取得率70%以上の場合、1、2年目に取得率70%以上:40万円 2、3年目に取得率70%以上:20万円

### 育児休業等に関する情報公表加算(新設)

New

自社の育児休業取得状況に関する情報を公表した場合に、助成金を加算して支給します。

主な要件	第1種の助成金申請前の直近年度に係る以下 <b>(1)~(3)の情報について、厚生労働省が運営するサイト「両立支援のひろば」において公表</b> した場合に、支給額を加算します。 (1) 男性の育児休業等取得率 (2) 女性の育児休業取得率 (3) 男女別の平均育児休業取得日数	
助成額	第1種の支給額に <b>2万円を加算</b> (1事業主あたり1回限り)	

### 2 介護離職防止支援コース

### 業務代替支援加算(新設)

New

介護休業中の労働者の業務を他の労働者が代替した場合に、助成金を加算して支給します。

	新規雇用等した労働者が代替する場合	社内の他の労働者が代替する場合	
主な要件	【新規雇用】 ・介護休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用(新たな派遣受入を含む) すること	【手当支給等】 ・介護休業取得者の業務を社内の他の労働者に代替させる際に、業務の見直し・効率化を行うとともに、当該業務を代替した労働者に対して増額して賃金を支払うこと	
助成額	職場復帰時の支給額に <b>20万円を加算</b>	職場復帰時の支給額に <b>5万円を加算</b>	

### 多様な人材の採用、人への投資等についてのお願い

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、少子高齢化の進行に伴う労働力不足により、企業において人材を確保することが難しい状況が 続いています。また、採用した新規学卒者等の若手人材が労働環境や仕事のミスマッチ等により 職場に定着できず、早期離職に至るケースも少なくありません。

人材の確保・定着が喫緊の課題となる中、企業の持続的な発展のためには、若手人材のみならず、 女性、中高年齢者、障害者など多様な人材の採用を積極的に進めるとともに、誰もが働きやすく、 多様な働き方を実現できる魅力ある職場をつくることがますます重要となっています。

また、働き手一人ひとりのスキルアップにより労働生産性を高め、賃金引上げにつなげていくことができるよう、人材育成やリスキリングによる「人への投資」に取り組んでいくことが求められています。

事業主の皆様におかれましては、原材料価格の高騰等により経営環境が厳しい中で日々苦慮されているところとは存じますが、県、労働局が実施する各種支援制度を御活用いただき、下記事項につきまして御理解・御協力賜りますようお願い申し上げます。

記

### 1. 多様な人材の採用について

女性、中高年齢者、障害者をはじめ多様な人材の採用や、就職氷河期世代の方々及び若年者の 正社員としての採用を積極的に進めてくださいますようお願いいたします。

併せて、副業・兼業人材を含め、企業の課題解決に資する外部の専門人材の活用も御検討ください。 また、非正規社員の正規雇用や無期転換、同一労働同一賃金の徹底など、安定した雇用や処遇の 改善に取り組んでくださいますようお願いいたします。

その際、ジョブカフェちば、千葉県ジョブサポートセンター、ハローワークなどの就労支援施設 や各種事業を通じて、企業の人材確保を支援しておりますので御活用ください。

### 2. インターンシップ等の推進について

将来の地域を支える大学生、高校生等の職業意識の向上や適性に合った職業選択を促進するとともに、自社の魅力発信や若手人材との相互理解促進の貴重な機会となるインターンシップ等の実施について、積極的に御検討くださいますようお願いいたします。

### 3. 誰もが働きやすく、多様な働き方を実現できる魅力ある職場づくりについて

働き手がその意欲と能力を発揮できるよう、働き方改革推進支援センターやアドバイザー派遣 事業等の施策を御活用いただき、デジタル化による業務改善やテレワークの推進、休暇の取得促進、 職場内の良好なコミュニケーションの醸成など、誰もが働きやすく、多様な働き方を実現できる 魅力ある職場づくりを進めてくださいますようお願いいたします。

### 4. 人材育成やリスキリングによる「人への投資」について

働き手一人ひとりのスキルアップによる労働生産性の向上に向けて、人材開発支援助成金や産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)などの支援制度、在職者向けの公共職業訓練(ちば企業人スキルアップセミナー、能力開発セミナー)等を御活用いただき、人材育成やリスキリングに積極的に取り組んでくださいますようお願いいたします。

皆様の益々の御発展と御健勝を御祈念申し上げます。

令和5年6月

千葉県中小企業団体中央会

会長 平 栄三 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人 千葉県教育長 富 塚 昌 子 千葉労働局長 岩 野 剛